

# 県営住宅を退去される方へ

## 原状回復の特約事項

- 1 玄関戸の鍵は、オリジナルの鍵を3本返却して下さい。（1本でも紛失された場合、シリンドー錠ごと交換が必要です。）→ 鍵の110番等で作った合鍵は不可です。
  - 2 襖（ふすま）の表裏貼り替えをして下さい。
  - 3 畳の表替えをして下さい。
- 以上のことについては、必ず 山口県施設管理財団 県営住宅管理事務所 にご相談下さい。

○県営住宅管理事務所の「退去検査」を受ける前に下記事項を必ず行なって下さい。

- 1 室内の床、壁、天井などの落書きやヤニ汚れ等、故意または過失による損傷については、掃除や修理をして下さい。
- 2 建具のガラスの破損個所は新しいものと取り替えて下さい。
- 3 玄関ホール、浴室、便所、台所の既設照明について電球のきかれてているものは、新しいものと取り替えて下さい。
- 4 台所の流し台、吊り戸棚の引き出しや各部屋の収納、戸棚の中にゴミや不用な物などがないよう掃除して下さい。
- 5 換気扇は、油汚れを拭き取り、掃除して下さい。（排気側の扉を含みます。）
- 6 浴室、流し台、洗濯機パンは、ゴミなどがつまってないよう排水トラップを外して掃除して下さい。（洗濯機排水パイプの接続用L字パイプは、設備品なので残して下さい。）
- 7 台所のガス給湯器を取り外した後は、水が漏らないようきちんと処置して下さい。
- 8 エアコンを取り外した後は、エアコンスリーブ（エアコンホース用の穴）の屋内・屋外側両方に、必ずキャップを取り付けておいて下さい。
- 9 カーテンレール、鏡、タオル掛け等、入居時にあった物は必ず元の状態に戻して下さい。
- 10 その他、室内、バルコニー、倉庫等の不用なものは処分し、掃除をして下さい。（自分で設置した網戸を残される場合は、放棄手続きを取っていただきます。）
- 11 自で設置したパラボラアンテナや駐輪場の自転車等は、不用なものでも残さないよう、必ず処分して下さい。
- 12 ガス、水道、電気等の廃止手続きや郵便の転居届、さらに電話、インターネットの移転手続き等のほか、料金の精算も必ず各自で済ませておいて下さい。
- 13 退去時には、自動車保管場所（車庫証）を県営住宅外に移動して下さい。
- 14 退去前に、**必ず管理人さんへ退去日等を連絡して下さい**。また、棟の共益費等についても精算しておいて下さい。

